

# 清和町自治会基金規約

## 第1条（名称）

清和町自治会基金規約（以下本規約という）とする。

## 第2条（目的）

本規約は、「平成2年7月1日付自治会基金の引継に関する覚書」に基づき、清和町自治会基金（以下本基金という）の運用、会計に関する事項等について定めることにより、清和町自治会員の共同の利益を増進することを目的とする。

## 第3条（運用の限定）

本基金は、次の各号に掲げる経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

1. 自治会館の維持、管理のために必要となる費用。
2. 自治会員共同の利益のために必要となる改修等の費用。
3. 天災等の災害時に自治会員共同の利益のために必要となる費用。

## 第4条（運用計画と実施の承認）

1. 運用計画の作成は、自治会役員会がこれにあたり、その決定は、総会の議決、承認を必要とする。
2. 役員会は、災害の発生を防止するためなど緊急を要する修繕については、その判断において、当面必要な応急保全措置を講ずることができる。
3. 役員会は、運用計画の作成に際し、一般会員の中から作成委員として委嘱する事ができる。
4. 役員会は、運用計画の作成に際し、自治会員全体の利益を問うため、全会員への意見を収集することができる。

## 第5条（会計）

1. 本基金の会計は、特別会計とし、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 一般会計において、収支決算の結果必要に応じて、本基金に組み入れることができる。
3. 本基金の会計は、自治会役員会がこれにあたる。